

建築物省エネ法第7条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度に係る 評価料金規程

株式会社安心確認検査機構

平成29年5月1日制定

令和5年4月1日改正

令和7年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この建築物省エネルギー性能表示に係る評価申請料金規程は、株式会社安心確認検査機構（以下「安心確認」という。）が別に定める建築物省エネルギー性能表示制度評価業務規程（以下「規程」という。）に基づき、安心確認が実施する評価料金（以下「評価料金」という。）について、必要な事項を定める。

(審査料金の額)

第2条 審査料金の額は、申請1件につき、別表1又は2に掲げるとおりとする。

2 前項の審査料金の額は、類似する住宅の技術的審査が一括又は効率的に実施できる場合等には、実費を勘案して減額することができる。

(評価料金の徴収)

第3条 評価料金は、BELSに係る評価申請書の受理時に徴収する。

2 前項の評価料金の徴収時期は、依頼者との協議により、依頼の時期の異なる物件をまとめた一括納入等別の方法によることができる。

3 評価料金の徴収方法は、現金又は当機関の指定する金融機関口座振込みのいずれかの方法による。ただし、安心確認がやむを得ないと認めた場合には、別の徴収方法によることができる。

4 前項の審査料金の納入に要する費用は、依頼者の負担とする。

(適合証の再交付料金)

第4条 依頼者が適合証を紛失又はその他の理由により再交付を申請する場合には、再交付料金として1件当たり5,500円（税込）を徴収する。

附則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

【住宅に係る評価料金】

■住宅（一戸建ての住宅）

税込金額（税抜金額）単位：円

申請条件	料金
単独申請の場合	44,000（40,000）
併願申請の場合 ・設計住宅性能評価 ・長期使用構造等確認審査 ・低炭素認定技術的審査 ・性能向上計画認定技術的審査 ・省エネ適判	22,000（20,000）

■共同住宅等（共同住宅、長屋、複合建築物の住宅部分） Mは住戸数を示す

【単独申請の場合】

税込金額（税抜金額）単位：円

住戸部分	住戸数	料金
住戸部分の対象戸数 （住戸）	2～10戸以下	$44,000 + M \times 9,900$ （ $40,000 + M \times 9,000$ ）
	11～30戸以下	$86,900 + M \times 5,500$ （ $79,000 + M \times 5,000$ ）
	31戸以上	$173,800 + M \times 3,300$ （ $158,000 + M \times 3,000$ ）

共用部分	住戸数	料金
共用部分の床面積の 合計（共用部）	300 m ² 未満	44,000（40,000）
	300～1,000 m ² 未満	72,600（66,000）
	1,000～5,000 m ² 未満	145,200（132,000）
	5,000～10,000 m ² 未満	217,800（198,000）

【併願申請の場合】

申請条件	料金
・設計住宅性能評価 ・長期使用構造等確認審査 ・省エネ適判	単独申請料金の2分の1の額とする

《別表 1 の注意事項》

- ① 住宅と非住宅の複合建築物の料金は、非住宅部分を別表 2 で、住宅部分を別表 1 で、それぞれ算定した額の合計額とする。
- ② 共用部分を有しない 2 住戸のみの共同住宅等の料金は、一戸建ての住宅の料金に 2 を乗じた額とする。
- ③ 共同住宅等において、1 住戸のみの申請の場合の料金は一戸建ての住宅の額とする。
- ④ 併願申請とは、次の申請を安心確認に同一時期に申請するものをいう。（審査結果を BELS の審査に利用できる場合に限る）なお、同一時期とは併願申請業務の申請が本業務の申請より前、又は同日に行われることをいう。
一戸建ての住宅の場合：設計住宅性能評価、長期使用構造等確認審査、低炭素認定技術的審査、性能向上計画認定技術的審査、省エネ適判
共同住宅等：設計住宅性能評価、長期使用構造等確認審査、省エネ適判
- ⑤ 評価の対象となる範囲が非住宅部分と住宅部分のいずれか一方である場合にあっては、対象となる部分の用途に応じ、別表 1 又は別表 2 により算定される額とする。
- ⑥ 計画変更において、非住宅部分と住宅部分のいずれか一方の変更である場合にあっては、変更があった部分に係る変更の料金を適用する。
- ⑦ 計画変更の料金は、当初の申請において単独申請の料金が適用された場合は、当該料金の 110 分の 60（百円以下切り捨て）×1.1 の額とし、併願申請の料金が適用された場合は、併願申請の料金とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、別表 1 の料金とする。
直前の判定を他の機関等から受けている場合
計算方法を変更して評価する場合
- ⑧ 計画変更で計算に係らない申請者情報等の評価書記載事項（ZEH の表示に関する事項を除く）のみの変更については、次の通りとする。なお M は戸数を示す。
 $11,000 + 1100 \times (M - 1)$ 円 （税抜金額 $10,000 + 1,000 (M - 1)$ ）円
- ⑨ 延べ面積 10,000 m²の料金は、料金表の面積区分 8,000～10,000 m²未満の料金とする。
- ⑩ 安心確認が評価書の交付を行った建築物の関係者より再交付の申請があった場合の再交付の料金は、一通につき 5,500 円（税込）とする。この場合、安心確認は当該申請者が当該建築物の関係者であることについて書面を持って確認する。

- ⑫ 第 11 条第 1 項に定めるプレート等を希望する場合は、発注事務手数料として、発注の都度 2,200 円（税込）を加算する。

別表2

【評価料金】

① 評価料金

① - 1 【建築確認申請を安心確認に申請する場合】

■モデル建物法

税込金額(税抜金額) [単位:円]

延べ面積 (㎡)	用途分類 (別表3による)		
	A種	B種	C種
100㎡未満	95,700 (87,000)	51,700 (47,000)	38,500 (35,000)
100 ~ 200㎡未満	97,900 (89,000)	52,800 (48,000)	38,500 (35,000)
200 ~ 500㎡未満	106,700 (97,000)	58,300 (53,000)	42,900 (39,000)
500 ~ 1,000㎡未満	124,300 (113,000)	68,200 (62,000)	51,700 (47,000)
1,000 ~ 2,000㎡未満	161,700 (147,000)	91,300 (83,000)	69,300 (63,000)
2,000 ~ 4,000㎡未満	216,700 (197,000)	132,000 (120,000)	106,700 (97,000)
4,000 ~ 6,000㎡未満	257,400 (234,000)	161,700 (147,000)	134,200 (122,000)
6,000 ~ 8,000㎡未満	283,800 (258,000)	181,500 (165,000)	151,800 (138,000)
8,000 ~ 10,000㎡未満	309,100 (281,000)	202,400 (184,000)	169,400 (154,000)

■標準入力法 (主要室入力法を含む)

税込金額(税抜金額) [単位:円]

延べ面積 (㎡)	用途分類 (別表3による)		
	A種	B種	C種
100㎡未満	193,600 (176,000)	100,100 (91,000)	71,500 (65,000)
100 ~ 200㎡未満	215,600 (196,000)	111,100 (101,000)	79,200 (72,000)
200 ~ 500㎡未満	256,300 (233,000)	132,000 (120,000)	105,600 (96,000)
500 ~ 1,000㎡未満	298,100 (271,000)	155,100 (141,000)	124,300 (113,000)
1,000 ~ 2,000㎡未満	381,700 (347,000)	200,200 (182,000)	161,700 (147,000)
2,000 ~ 4,000㎡未満	479,600 (436,000)	260,700 (237,000)	216,700 (197,000)
4,000 ~ 6,000㎡未満	550,000 (500,000)	304,700 (277,000)	232,100 (211,000)
6,000 ~ 8,000㎡未満	595,100 (541,000)	333,300 (303,000)	255,200 (232,000)
8,000 ~ 10,000㎡未満	639,100 (581,000)	361,900 (329,000)	279,400 (254,000)

① - 2 【確認申請を他機関に申請する場合】

■モデル建物法

税込金額(税抜金額) [単位:円]

延べ面積 (㎡)	用途分類 (別表3による)		
	A種	B種	C種
100㎡未満	106,700 (97,000)	57,200 (52,000)	42,900 (39,000)
100 ~ 200㎡未満	107,800 (98,000)	58,300 (53,000)	42,900 (39,000)
200 ~ 500㎡未満	118,800 (108,000)	63,800 (58,000)	48,400 (44,000)
500 ~ 1,000㎡未満	138,600 (126,000)	75,900 (69,000)	57,200 (52,000)
1,000 ~ 2,000㎡未満	179,300 (163,000)	101,200 (92,000)	77,000 (70,000)
2,000 ~ 4,000㎡未満	240,900 (219,000)	146,300 (133,000)	117,700 (107,000)
4,000 ~ 6,000㎡未満	286,000 (260,000)	180,400 (164,000)	148,500 (135,000)
6,000 ~ 8,000㎡未満	314,600 (286,000)	202,400 (184,000)	168,300 (153,000)
8,000 ~ 10,000㎡未満	343,200 (312,000)	224,400 (204,000)	188,100 (171,000)

■標準入力法 (主要室入力法を含む)

税込金額(税抜金額) [単位:円]

延べ面積 (㎡)	用途分類 (別表3による)		
	A種	B種	C種
100㎡未満	255,200 (232,000)	130,900 (119,000)	94,600 (86,000)
100 ~ 200㎡未満	260,700 (237,000)	134,200 (122,000)	95,700 (87,000)
200 ~ 500㎡未満	315,700 (287,000)	162,800 (148,000)	116,600 (106,000)
500 ~ 1,000㎡未満	367,400 (334,000)	190,300 (173,000)	137,500 (125,000)
1,000 ~ 2,000㎡未満	470,800 (428,000)	246,400 (224,000)	179,300 (163,000)
2,000 ~ 4,000㎡未満	591,800 (538,000)	322,300 (293,000)	240,900 (219,000)
4,000 ~ 6,000㎡未満	611,600 (556,000)	338,800 (308,000)	257,400 (234,000)
6,000 ~ 8,000㎡未満	661,100 (601,000)	370,700 (337,000)	283,800 (258,000)
8,000 ~ 10,000㎡未満	709,500 (645,000)	402,600 (366,000)	310,200 (282,000)

《別表2の注意事項》

- ① 用途分類のA種、B種、C種の適用については、別表3による。
- ② 評価対象建築物が複数棟ある場合には、棟ごとの料金の合計額を徴収する。
- ③ 一の棟に用途分類の異なる用途が混在する場合は、用途分類ごとの当該延べ面積で料金を試算しその料金の最も高い用途分類を適用して建築物全体の延べ面積により料金を算定する。
なお、試算した料金が同額の場合にはA種を優先とし、B種とC種の場合はB種を適用する。
- ④ 建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物法で計算を行う際にその対象となる室がない場合は、上表によらず一律22,000円（税込）とする。
- ⑤ 住宅と非住宅の複合建築物の料金は、非住宅部分を別表2で、住宅部分を別表1で、それぞれ算定した額の合計額とする
- ⑥ 安心確認で行った省エネ適合判定の結果を利用した申請の場合は、別表2の料金によらず、一律22,000円（税込）とする。この場合において、外皮性能の審査を追加して行うときは、別表2記載の料金の10分の1の額を加算する。その他安心確認が合理的に審査できると判断した場合は、減額できるものとする。
- ⑦ 計画変更の料金は、当初適用された料金の110分の60（百円以下切り捨て）×1.1とする。ただし次の場合は別表2の料金（当初）とする。
 - ・建築基準法上の用途を変更する場合
 - ・モデル建物法を用いる場合のモデル建物を変更する場合
 - ・評価方法の変更（モデル建物法 ⇄ 標準入力法）等、計算方法を変更する場合
 - ・直前の判定を他の機関等から受けている場合
- ⑧ 増改築工事の場合は、増改築に係る部分の用途・床面積により料金を算定する。
- ⑨ 延べ面積10,000㎡の料金は、料金表の面積区分8,000～10,000㎡未満の料金とする。
- ⑩ 安心確認が評価書の交付を行った建築物の関係者より再交付の申請があった場合の再交付の料金は、一通につき5,500円（税込）とする。この場合、安心確認は当該申請者が当該建築物の関係者であることについて書面を持って確認する。
- ⑪ 別表2に定める評価方法以外の方法による場合は、別途見積もりとする。
- ⑫ 第11条第1項に定めるプレート等を希望する場合は、発注事務手数料として、発注の都度2,200円（税込）を加算する。

別表3 用途分類

■建築確認申請書第四面に記載する用途区分コードにより以下の分類とする。

分類	用途区分コード	適合性判定の対象となる用途（建築確認申請書第四面）
A種	08140	図書館その他これに類するもの
	08150	博物館その他これに類するもの
	08152	美術館その他これに類するもの
	08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
	08170	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
	08190	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）
	08210	児童福祉施設等（前2項及び保育所その他これに類するものを除く。）（入所する者の寝室があるものに限る。）
	08230	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）
	08240	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）
	08260	病院
	08370	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場
	08380	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）
	08400	ホテル又は旅館
	08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ
	A種	08530
08540		観覧場
08550		公会堂又は集会場
08560		展示場
08590		ダンスホール
08600		個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの
		08060
	08070	幼稚園
	08080	小学校
	08082	義務教育学校
	08090	中学校、高等学校又は中等教育学校

B種	08100	特別支援学校
	08110	大学又は高等専門学校
	08120	専修学校
	08130	各種学校
	08132	幼保連携型認定こども園
	08180	保育所その他これに類するもの
	08192	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）
	08220	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）
	08250	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）
	08270	巡査派出所
	08280	公衆電話所
	08290	郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設
	08300	地方公共団体の支庁又は支所
	08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの
	B種	08390
08438		日用品の販売を主たる目的とする店舗
08440		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）
08450		飲食店（次項に掲げるものを除く。）
08452		食堂又は喫茶店
08456		理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。） 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。） 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
08458		銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗

	08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）
	08470	事務所
	08570	料理店
	08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー
	08650	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。）
C種	08310	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋
	08320	建築基準法施行令第130条の4第五号に基づき国土交通大臣が指定する施設
	08340	工場（自動車修理工場を除く。）
	08350	自動車修理工場
	08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
	08410	自動車教習所
	08420	畜舎
	08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場
	08490	自動車車庫
	08500	自転車駐車場
	08510	倉庫業を営む倉庫
	08520	倉庫業を営まない倉庫
	08610	卸売市場
	08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
08630	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	
08640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	
住宅	08010	一戸建ての住宅
	08020	長屋
	08030	共同住宅
	08040	寄宿舎
	08050	下宿
要相談	08990	その他